

沼 情 審 第 7 号

平成 29 年 12 月 22 日

沼津市長 大沼 明穂 様

沼津市情報公開審査会

会長 恒 川 隆 生

沼津市情報公開条例（平成 12 年条例第 37 号。以下「条例」という。）第 13 条の 2 の規定に基づく平成 29 年 8 月 22 日付け沼生ご第 62 号による下記の諮問について、以下のとおり答申する。

#### 記

「東レ株式会社が取得地に設置した井戸の所在地、そこに設置された個々の井戸の地表からの深さ、地表からのストレーナーの位置、口径、及び揚水機的能力、揚程、原動機出力、吐出口の口径、設置年月日」（以下「当該文書」という。）の不開示決定に対する審査請求について [平成 29 年度諮問第 1 号]

#### 1 審査会の結論

沼津市長（以下「実施機関」という。）が、平成 29 年 5 月 2 日付け沼生環第 28 号の 2 による公文書不開示決定通知書により当該文書について不開示決定したのは妥当である。

#### 2 審査請求及び審査の経緯

(1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成 29 年 4 月 21 日、条例第 4 条の規定に基づき、実施機関に対し、当該文書の開示請求（以下「本件開

示請求」という。)をした。

- (2) 実施機関は、平成 29 年 5 月 2 日、本件開示請求について不開示決定をし、以下の理由を付して請求人に通知した。

当該文書が存在しないため。

平成 29 年 3 月 31 日付けで、長泉町及び長泉町会員（東レ株式会社を含む。以下同じ。）が黄瀬川地域地下水利用対策協議会（以下「協議会」という。）から脱会し、事務局（沼津市環境政策課）が所持する長泉町及び長泉町会員に関する情報（以下「長泉町井戸情報」という。）は全て長泉町に返却したため。

- (3) これに対して、請求人は、平成 29 年 5 月 26 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分の取り消し、上記(1)のと通りの開示を求めて、審査請求を行い、本件は、平成 29 年 8 月 22 日付けで審査庁より条例第 13 条の 2 の規定により当審査会に諮問されることとなった〔平成 29 年度諮問第 1 号〕。
- (4) 当審査会の審査の経過については、「6 審査会の処理経過」に記載のとおりである。

### 3 審査請求人の主張の要旨

請求人の主張は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述によれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 沼津市の公文書についての規定

ア 沼津市文書管理規程（昭和 42 年沼津市訓令甲第 2 号。以下「規程」という。）第 3 条第 2 項は、「文書は、すべて正確かつ迅速に取扱い、常に整理して事務の効率的な運営を確保するように努め、処理後の保管及び保存を適正に行わなければならない。」と規定している。

イ 条例第 2 条第 1 号は、公文書は「実施機関の職員が職務上作成し、又は

取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」としている。

ウ 規程第 58 条第 1 項は、「文書の保存年限は、特に定めがあるものを除き、別表第 2 のとおり」とし、同条第 2 項は、「文書の保存年限は、文書が完結した日の属する年度の翌年度の初日から起算する。」としている。

(2) 請求人が条例に基づいて開示請求した文書は、上記(1)ア、イから、明確に公文書である。

(3) 協議会は井戸設置等について、黄瀬川地域地下水利用対策協議会規約第 10 条の規定による届出を受け、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録を、当該機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が上記(1)アのとおり、事務の効率的運用の確保に努め保有管理している。従って、たとえ上記 2 (2)のとおり「長泉町井戸情報の電磁的記録は全て長泉町に返却した」としても、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録は、当該実施機関の職員が組織的に用いる文書として保有され、電磁的記録は公文書として保有されており、実施機関が保管すべきであり、公文書まで長泉町に返却などしてはならないし、あり得ない。あくまでも沼津市が保有すべき沼津市の公文書である。

(4) 請求人は、長泉町に対し、平成 27 年 6 月 15 日長泉町区域でどの位の揚水をしているのか、長泉町内にある揚水場所、所有者、井戸の能力等の開示を求めた。長泉町情報公開・個人情報保護審査会答申書（平成 28 年 3 月 9 日付け長情個審第 11 号）は不開示を妥当と裁定したが、付帯決議に於いて「申立人及び補佐人の意見については市町の地下水、治水行政への提言として傾聴に値するところがあり、今後、長泉町が率先して、協議会に個人情報、法人情報に配慮しつつ、地下水の揚水施設の総数、最大取水量等を公表若しくは開示する制度を設け、もって、住民の知る権利に応える道を開くべきである」と付言したが、上記付帯決議が忠実に実行されていない。

- (5) 実施機関は、「長泉町井戸情報は全て長泉町に返却した」とあるが、長泉町井戸情報の電磁的記録、同記録の印刷物、電磁的記録媒体を何日に送付したかという記述がないので送付はありえない。

電磁的記録を長泉町に送付しても、電磁的記録媒体は沼津市に存在するし、長泉町井戸情報を電磁的記録媒体から削除したとの記述がないことから電磁的記録媒体の中には公文書としての長泉町井戸情報が存在する。

- (6) 沼津市が長泉町井戸情報を廃棄処分したのであれば沼津市の業務に支障をきたすから、廃棄処分は一般的にはありえない。特殊な理由があれば記述すべきであるが記述がないから、破棄処分はされていない。

- (7) 沼津市が長泉町井戸情報の電磁的記録を削除又は廃棄したのであれば規程上の根拠規定は何か。

上記(1)ウの定めがあるところ、電磁的記録の保存期間として最低1年間は保存すべきであり、電磁的記録は存在する。

- (8) 協議会の本年度における会議は5月29日に開催されたが、削除した日を示すべきであるが記述がない。これは削除されていないことを示す。沼津市が、長泉町井戸情報を電磁的記録媒体から削除すると協議会の運営に支障をきたす可能性があるから、電磁的記録は存在する。

#### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び口頭説明の聴取によれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 沼津市環境政策課は協議会の事務局として、協議会構成市町内における地下水採取者の井戸情報の取得及び管理をしていたが、平成29年3月28日付け長く環第151号で、長泉町から「採取者が町と一体となって更に密接な関係を築いていきたい」、「町単独での協議会を設立する」との理由で、長泉町内会員とともに協議会を脱退する旨の届出があったため、同地域における

水源の保全、涵養及び地下水の適正かつ合理的な利用を推進していただくために、事務局で保有していた長泉町井戸情報について全て長泉町に送付したものである。

なお、事務局として、協議会の運営上、会員情報を保有すべきは当然であるが、協議会に属さなくなった他団体の情報を保管する必要はなく、また保有すべきものではないことから、上記行為に何ら違法性はない。

- (2) 長泉町井戸情報は、3(1)イの公文書であったが、長泉町及び長泉町会員が協議会から脱退したことによって「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして」に当たらなくなったため実施機関の公文書ではなくなった。
- (3) 長泉町の公文書である長泉町井戸情報の紙媒体及びCDデータを長泉町に返却するとともに、協議会及び実施機関として保有する必要がないことから、電磁的記録媒体から長泉町井戸情報の電磁的記録を消去した。

## 5 審査会の判断

- (1) 実施機関は、沼津市事務分掌規則（平成10年沼津市規則第10号）第9条により「地下水の利用対策に関すること」の事務を行っている。

ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第2項により「普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。」のである。

そして、同法第5条第1項により「普通地方公共団体の区域は、従来の区域による。」のであるから、事務の範囲は、基本的に沼津市の区域内に限り及ぶことになる。

- (2) ただし、実施機関は、協議会の事務局を務めていることから、実施機関の地下水の利用対策に関する事務も協議会の区域内に限り及ぶことになる。

そして、長泉町及び長泉町会員が脱退したのであれば、長泉町には及ばないことになる。

- (3) また、条例第1条は「市民参加の推進と公正で開かれた市政を実現することを目的とする。」ものであるから、条例に基づき公開されるべき公文書は、条例第2条第1号の「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」として、同条第2号の「実施機関」の事務の範囲に留まるものである。
- (4) 実施機関の事務でない以上、長泉町井戸情報の文書、図画及び電磁的記録は「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」ではないから「公文書」には当たらず、保有しているか否かに関わりなく、条例が適用されず、開示の対象とならない。
- (5) 以上より、当審査会は、本件処分について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 審査会の処理経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

平成 29 年 8 月 22 日	諮問の受理
平成 29 年 10 月 23 日	審議（第 1 回目）
平成 29 年 11 月 9 日	審査請求人による口頭意見陳述及び 実施機関の説明聴取（第 2 回目）
平成 29 年 12 月 22 日	審議（第 3 回目） 答申の確定

沼津市情報公開審査会	恒 川 隆 生（会長）
	小宮山 克 己（会長職務代理者）
	内 田 裕 久（委員）
	関 亮 子（委員）
	野 方 千賀子（委員）